

2021年6月14日

1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、

「NHK交響楽団の『2019年度事業報告書』の中身について」として、「具体的には、P14の法人の概要の内容を確認したい、詳細は別紙①～⑤通り」という文書開示の求めがあった。

(①～⑤の内容)

①2の第3条(目的)の2項には、「前項の目的を達成するに当たっては、倫理規程の理念と規範に則り事業を公正かつ適切に運営される」と定款には記載されているのにその記述がない。その理由が知りたい。

②3. 事業内容の(1)～(5)はいつ施行されたのか。2010年4月1日に公益財団法人化された時に、以前の事業内容がそのまま継承されているのなら、継承された元の事業内容(当時)の施行日が知りたい。

③(1)の放送事業とは具体的にどのような活動なのか。昭和時代から継承されているP7IIの放送への出演の、定期公演年54回の初日がFMで生放送され(年27回)、後日Eテレでの再放送(収録録画)、更に生放送による年末の第9演奏会やNHK音楽祭がその事業にあたるのなら、その「編成権」ではない放送法や内規などどの規定に、その放送方法(生放送かライブ録音かの選択肢)や放送回数、放送日を決める根拠となる条文があるのならそれを示してほしい。

④4. 会員状況(1)の定期会員8,229人の平均年齢と、年代別(10年単位)の会員数。

⑤目次の<別添・資料1、2>は公開されているのに<別添・資料3>のヨーロッパ公演2020だけが公表されていない。公表してほしい。

この求めに対してNHKは、③の文書については、NHK情報公開規程第3条1項1号(別表1)ウ「個々の放送番組の企画、取材、収録、中継その他の制作業務を行う目的で作成または取得した文書」、およびカ「放送番組の制作または編成等を円滑に行う目的で、連絡、協議等のために作成または取得した文書」に該当し、開示の求めの対象外であると回答した。

また、①、②、④、⑤の文書は作成または取得しておらず、存在しないため、開示することができないとした。

さらに、「文書不開示のご連絡」の中で、「お尋ねのような内容を記載している文書をNHKは保有しておりませんので、情報開示(NHK役職員が業務上共用するものとして保有する文書の開示)のしくみで回答することはできません」と

付記した。そのうえで、求めの⑤について、「＜別添・資料3＞ヨーロッパ公演2020」は、NHK交響楽団のホームページに掲載されていると情報提供した。これに対して、視聴者から再検討の求めがあった。

2 NHKの見解の要旨

対象外と回答した③を除く、諮問した①、②、④および⑤について開示の求めの文書は作成または取得しておらず、存在しないため、開示することができない。

なお、求めの①、②、④および⑤の内容は、NHK交響楽団の自主性に委ねられているものであることから、求めの文書をNHKは保有しておらず、また、求めについてすでに情報提供をしており、その余についてNHKからNHK交響楽団に対して報告等は求めている。

3 審議委員会の判断

当審議委員会で関係部局から説明を聴取したところ、開示の求めに係る文書は作成または取得しておらず、存在しないとのことであり、その主張に、特段不自然、不合理な点は認められなかった。

開示の求めの文書は存在しないと認められ、不開示としたNHKの取り扱いが妥当である。

4 審議の経過

2021年 5月31日（第303回審議委員会）

第844号 諮問、審議

6月14日（第304回審議委員会）

審議、答申